

令和4年11月8日

税制調査会長 中里 実 様

税制調査会特別委員 岡崎 誠也

本日の税制調査会を所用により欠席しますので、下記のとおり意見を述べます。

記

- 令和4年度の税制改正においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度実施の地価が上昇した土地の税額を据え置く特例措置に引き続き、商業地における負担調整措置の割合を5%から2.5%に引き下げる措置が講じられた。
- しかしながら、固定資産税が全国市町村における基幹税目であり、市町村税収の約4割を占める貴重な自主財源であることから、今後も同様の措置が講じられることになると、市町村税収の安定的確保に支障をきたすことになる。
- そのため、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症等にかかる負担軽減措置として、令和3年度及び令和4年度のような、イレギュラーな措置が講じられるべきではない。
- また、次期評価替えとなる令和6年度税制改正においては、次の3年間の負担調整措置が適切に講じられるように検討することが重要である。

以上